

長岡市 循環型社会形成推進地域計画 (第三期)

長岡市

平成30年12月10日

平成31年3月29日	承認
令和元年12月4日	変更報告
令和2年9月24日	変更承認
令和3年3月31日	変更承認
令和3年12月21日	変更承認
令和4年11月21日	変更

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	3
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	4
(4)	生活排水処理の目標	5
3	施策の内容	
(1)	発生抑制、再使用及び再資源化の推進	6
(2)	処理体制	7
(3)	処理施設等の整備	10
(4)	施設整備に関する計画支援事業	11
(5)	その他の施策	11
4	計画のフォローアップと事後評価	
(1)	計画のフォローアップ	12
(2)	事後評価及び計画の見直し	12

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	長岡市
面 積	891.06 km ²
人 口	272,016 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）

表 1 長岡市の人口と面積

市町村名	長岡市
面積 (km ²)	891.06
人 口 (人)	272,016

(2) 計画期間

本計画は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

長岡市は、新潟県のほぼ中央部に位置しており、平成 17 年度、平成 21 年度の市町村合併により、「長岡地域」「中之島地域」「越路地域」「三島地域」「山古志地域」「小国地域」「和島地域」「寺泊地域」「栃尾地域」「与板地域」及び「川口地域」の 11 地域で構成されている。

市の中央部には、信濃川が縦断しており、その両岸に肥沃な沖積平野が広がり、その東西に東山連峰と西山丘陵地が連なっている。また、市の東部にあたる山古志地域や栃尾地域の一部は、山間地の急傾斜地帯を形成しており、栃尾地域の南東方面には越後山脈の守門岳がある一方で、日本海に面する寺泊地域には南北に約 16 k m の海岸線がある変化に富んだ地勢となっている。

本市は、平成16年10月から「ながおかのごみ改革」に着手し、家庭ごみの一部有料化、資源物の分別収集や集団回収、拠点回収等の資源化を実施し、ごみの減量化・資源化を推進してきた。また、現在は、生ごみを発酵させて発電をする生ごみバイオガス発電センターの稼働を開始し、エネルギー回収の推進・有効活用による低炭素社会への取り組みを進めているが、これからも社会・経済情勢の変化に対応しながら、これまでの取り組みに加え、循環型社会の実現に向けた新たな施策を展開する方針である。

そのため、今後は市民・事業者と行政との協働により、「3 R」の推進、市民・事業

者・行政の役割分担の明確化、適正処理・処分を推進し、ごみの減量化や資源化に努めていく。

また、公衆衛生の向上と公共用水域の水質汚濁を防止するため、今後も継続して合併処理浄化槽の整備を進めていく。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

新潟県では、ごみ焼却施設からのダイオキシン削減対策のため、高度な処理機能を有する大規模施設へ集約するとともに、ごみの減量化や資源化を効率的に推進し、より広域化した処理体制の構築及び高度処理に伴う経費の増加に対応するため、市町村の共同処理が必要であることから、「新潟県ごみ処理広域化計画」を策定した。

長岡市では、平成 17 年度における 2 度の市町村合併と平成 21 年度の川口町の編入を経て、新たな枠組みにより広域的な処理を行っている。また、合併により解散した一部事務組合の構成団体であった出雲崎町の燃やすごみ、生ごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、し尿及び浄化槽汚泥を、平成 18 年 1 月から事務委託により受け入れている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチック容器包装廃棄物については、従来通り容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化の委託を継続し、プラスチック使用製品廃棄物についても当面の間燃やさないごみ・粗大ごみとして処分を継続するが、今後、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度における一般廃棄物の排出・処理状況は図 1 に示すとおりである。

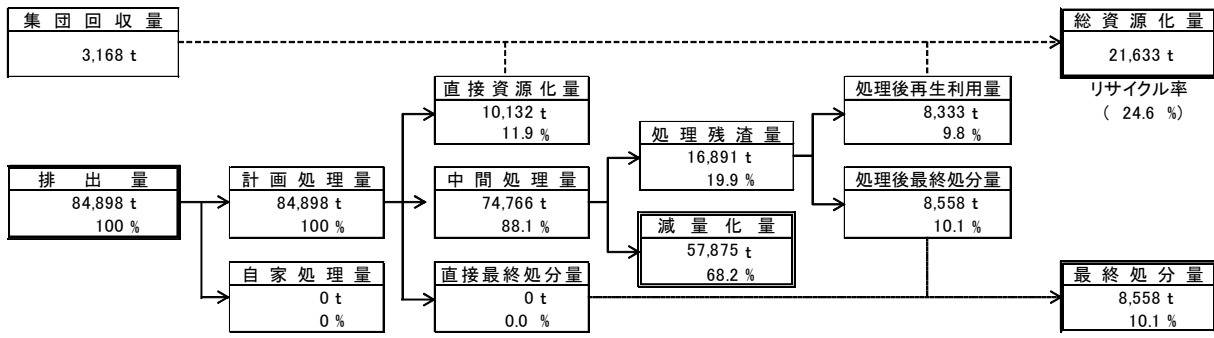


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 29 年度における生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

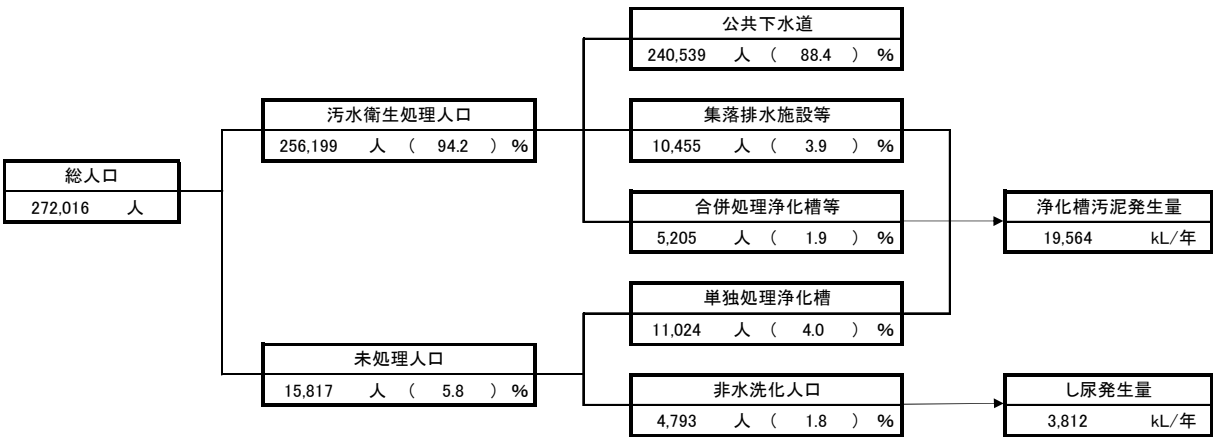


図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度）

※ 処理形態別人口の割合は、衛生・未衛生処理人口の割合に合わせて端数調整しています。

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、資源ごみの分別収集の徹底などにより循環型社会の実現を目指すものとし、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合※ ¹) (平成29年度)	目 標(割合※ ¹) (令和6年度)
排 出 量	事業系 総排出量	29,783トン	27,850トン (-6.5%)
	1事業所当たりの排出量※ ²	2.18トン/事業所	2.14トン/事業所 (-1.8%)
	生活系 総排出量	55,115トン	50,581トン (-8.2%)
	1人当たりの排出量※ ³	137.6kg/人	126.4kg/人 (-8.1%)
合 計 事業系生活系排出量		84,898トン	78,431トン (-7.6%)
再生利用量	直接資源化量	10,132トン (11.9%)	10,758トン (13.7%)
	総資源化量	21,633トン (24.6%)	22,282トン (27.4%)
ガス回収量	バイオガス回収量(メタン濃度50%)	203万Nm ³	219万Nm ³
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	—	8,954MWh 28,441GJ
減量化量	中間処理による減量化量	57,875トン	51,733トン
最終処分量	埋立最終処分量	8,558トン (10.1%)	7,447トン (9.5%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量-事業系資源ごみ量)} / (事業所数)
事業所数は総務省統計局「事業所・企業統計調査」、「経済センサス基礎調査」の資料を基に予測した。

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量-生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収、拠点回収されたごみを除く。)

〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

ガス回収量：高効率原燃料回収施設において回収されたバイオガス量〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

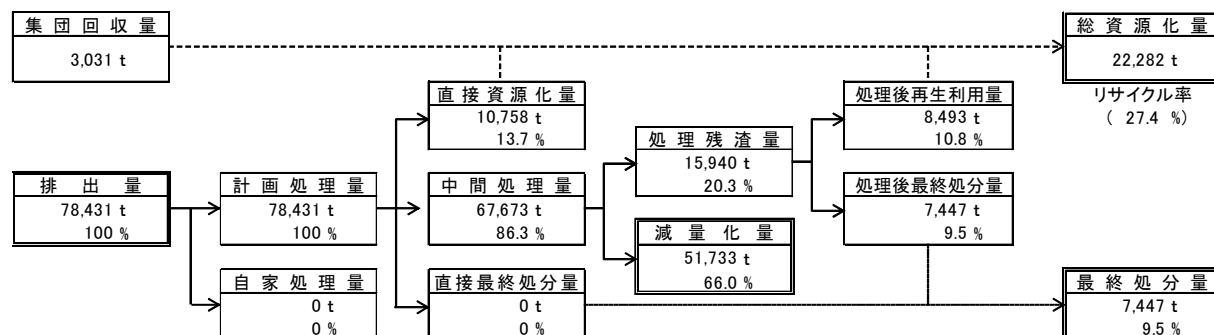


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和6年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 3 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 3 生活排水処理に関する現状と目標

		平成 29 年度実績	令和 6 年度目標
処理形態別 人口	公共下水道	240,539 人 (88.4%)	227,269 人 (88.6%)
	農業集落排水施設等	10,455 人 (3.9%)	9,948 人 (3.9%)
	合併処理浄化槽等	5,205 人 (1.9%)	4,127 人 (1.6%)
	未処理人口	15,817 人 (5.8%)	15,180 人 (5.9%)
	合計	272,016 人	256,524 人
し尿・ 汚泥の量	汲み取りし尿量	3,812 キロリットル	3,660 キロリットル
	浄化槽汚泥量	19,564 キロリットル	17,971 キロリットル
	合計	23,376 キロリットル	21,631 キロリットル

※ 処理形態別人口の割合は、衛生・未衛生処理人口の割合に合わせて端数調整しています。

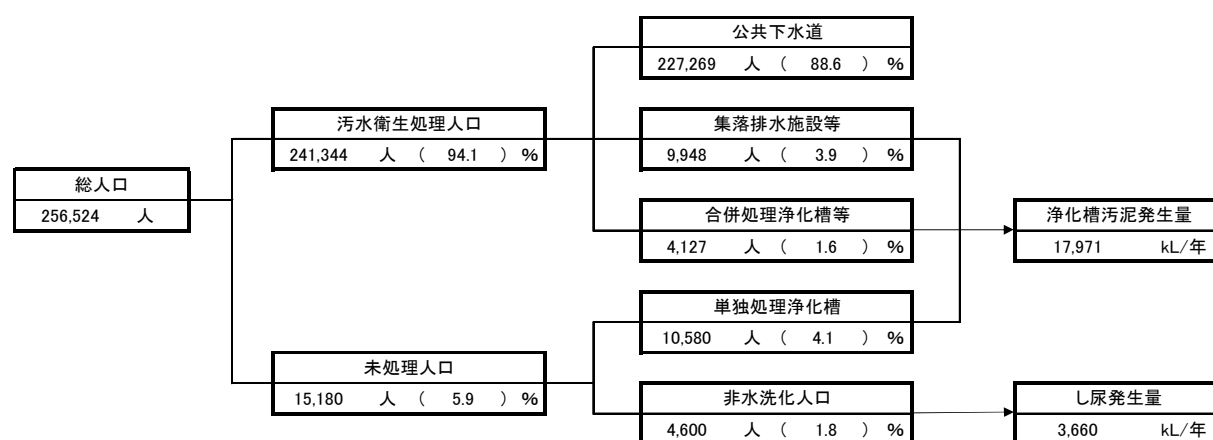


図 4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和 6 年度）

3 施策の内容

本市では、循環型社会形成推進基本法の考え方に基づき、循環型社会を構築するため、市民、事業者、市の三者が一体となってReduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）を実践するための積極的な取り組みを展開していく方針である。

(1) 発生抑制、再使用の推進

本市では、表4に示す一般廃棄物の発生抑制・再使用に関する施策を推進していく。

表4 発生抑制・再使用の推進施策一覧

施策の内容	施策の名称	施策の具体的な内容	実施期間
啓発事業	ごみ減量とリサイクル推進の啓発	市民と事業者が取り組む、ごみ減量・リサイクル推進の効果や重要性の啓発に努める。また、事業系ごみの減量化を推進するため、ごみに関する事業者の責任や減量・リサイクルの方法等について周知を図る。	R1～R5
	「ごみ情報誌」等の発行	「ごみ情報誌」のほか各種情報誌をタイムリーに発行し、ごみ処理の現状や長岡市のごみ減量・リサイクルの取り組み、ごみ出しルール等の周知啓発を図る。	R1～R5
	環境教育の推進	「説明会」、「施設見学」及び「出前講座」などにより環境教育の充実を図る。	R1～R5
	事業系ごみの展開検査	事業系ごみの搬入の際に展開検査を実施し、分別ルールが守られていない事業者への指導を実施する。	R1～R5
減量推進事業	排出段階、中間処理段階における減量化・資源化の推進	簡易包装製品の普及や購入の推奨、フリーマーケットやリサイクルショップ等の利用、リース・レンタル商品の活用などを図り、排出段階でのごみの減量化を推進するとともに、中間処理段階での資源化に努める。	R1～R5
	生ごみの水切りの励行	生ごみの水分をできるだけ減らすよう取り組みを進める。	R1～R5
	枝葉・草の自家処理励行	枝葉・草の扱いは、身近な大地への還元を励行する。	R1～R5
	マイバック運動等の推進	レジ袋や紙袋の排出を抑制するため、マイバック運動の普及を図る。併せてマイボトルやマイ箸等の普及を図る。	R1～R5
	食品ロスの削減	食品ロス削減や食べ残しの削減の啓発を進める。	R1～R5
	「ごみ減量・リサイクル協力店」や「食べきり協力店」の拡大	「ごみ減量・リサイクル協力店」や「食べきり協力店」を拡大することにより、官民一体でごみ減量とリサイクルに取り組む。	R1～R5
リサイクル事業	資源の有効活用	ごみの分別の徹底を推進し、エネルギーの有効利用と資源の有効活用を図る。	R1～R5
	資源物の拠点回収や集団回収事業の拡大	拠点回収や集団回収の拡大を図り一層の資源化を促進する。	R1～R5
	事業系紙ごみ等の減量化と資源化の推進	事業所における紙類や生ごみの分別排出徹底を図り、事業系燃やすごみに多く含まれる紙類や食品廃棄物の減量化と資源化を推進する。	R1～R5
	民間のリサイクル事業の普及・活用の推進	「ごみ減量・リサイクル協力店」等の増加や積極的な活用を促し、官民一体となったリサイクルの推進を図る。	R1～R5

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

平成 29 年度における分別区分及び処理方法については、表 5 のとおりである。

ごみの分別区分、収集回数、収集方法は、平成 23 年度より全地域で統一し、平成 25 年度から新たに生ごみの分別収集を開始した。今後も分別収集等への取り組みについて、市民の協力が円滑に得られるよう支援体制を強化する。

また、平成 25 年 6 月には、生ごみバイオガス発電センターが竣工し、ごみからエネルギーを回収するとともに、地球温暖化の要因とされている二酸化炭素の削減にも取り組んでいる。

燃やすごみ、燃やさないごみ・粗大ごみ及び資源物は、既存のごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及び資源化施設等で適正に処理しているが、施設の老朽化が進んでいる。今後は、ごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用とともに、不燃・粗大ごみ及び資源物等から可能な限り資源化率の向上を図る新たな施設を整備する。

また、中間処理後の資源にならないものは、新たな最終処分場を含め適正に埋立処分を行い、地域内での処理・処分の完結を図る。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみの排出量は全体の 34% を占めており、ごみの減量を推進していくうえで事業系ごみの減量が重要な課題となっている。

事業系の燃やすごみの多くは紙類や食品廃棄物であることから、事業系ごみ処理手数料を平成 23 年度より全地域で統一し、平成 25 年度から生ごみの分別開始とともに料金改定を実施した。

今後も事業所から排出される古紙と生ごみの減量化・資源化を推進し、事業者や事業者団体に対して、さらに積極的にごみの減量を要請していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

併せ産業廃棄物処理は、廃棄物処理に係る法令・条例及び施設の状況に応じて適切に対応する。

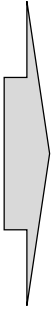
エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、焼却処分しているが、将来的にはし尿・浄化槽汚泥を資源化処理することも検討する。

表5 長岡市の生活系・事業系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（平成29年度）				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績 (トン/年)
燃やすごみ(生活系)		焼却	寿ごみ焼却施設 鳥越ごみ焼却施設	22,353
燃やすごみ(事業系)				26,185
計				48,538
燃やさないごみ(生活系)		破碎・圧縮・餞別	鳥越不燃・粗大処理施設	4,085
生ごみ(生活系)		メタンガス化	生ごみバイオガス発電センター	9,932
生ごみ(事業系)				3,598
計				13,530
資源物	びん、缶、ペットボトル	生活系ごみ収集	寿クリーンセンター リサイクルプラザ	3,693
	プラスチック容器包装材		民間委託	3,856
	新聞、雑誌、ダンボール			5,985
	枯葉・草			3,937
	古着・古布			210
	新聞、雑誌、段ボール金属類、びん、古雑誌	集団回収	自主回収	2,715
	リユースびん、古着、食器類、小型家電、靴、かばん・ベルト、ミックスペーパー、新聞、雑誌、段ボール	拠点回収		453
	粗大ごみ(生活系)		破碎・圧縮・餞別	鳥越不燃・粗大処理施設



今 後（令和6年度）							
分別区分		処理方法		一次処理	二次処理	処理計画 (トン/年)	分別区分
燃やすごみ(生活系)		焼却(熱 回収)	焼却・発電	寿ごみ焼却施設 中之島ごみ焼却施設	柿最終処分場 栃尾最終処分場 小国最終処分場	17,767	燃やすごみ(生活系)
燃やすごみ(事業系)						23,169	燃やすごみ(事業系)
計						40,936	計
燃やさないごみ(生活系)		その他	破碎・圧縮・餞別	中之島不燃・粗大処理施設	柿最終処分場 栃尾最終処分場 小国最終処分場	3,736	燃やさないごみ(生活系)
生ごみ(生活系)		メタン ガス化	発電	生ごみバイオガス 発電センター	寿ごみ処理施設	9,922	生ごみ(生活系)
生ごみ(事業系)						4,681	生ごみ(事業系)
計						14,603	計
資源物	びん、缶、ペットボトル		生活系 ごみ収集	寿クリーンセンター リサイクルプラザ	(缶)売却 (びんペットボトル)容器 包装リサイクル協会	3,679	びん、缶、ペットボトルスプレー缶
	プラスチック容器包装材			民間委託		3,727	プラスチック容器包装材
	新聞、雑誌、ダンボール					6,938	新聞、雑誌、ダンボール
	枯葉・草					3,609	枯葉・草
	古着、古布					211	古着、古布
	新聞、雑誌、段ボール金属類、びん、古雑誌		集団回収		2,528	新聞、雑誌、段ボール金属類、びん、古雑誌	
	リユースびん、古着、食器類、小型家電、靴、かばん・ベルト、ミックスペーパー、新聞、雑誌、段ボール		自主回収				
			拠点回収		503	リユースびん、古着、食器類、小型家電、靴、かばん・ベルト、ミックスペーパー、新聞、雑誌、段ボール	
粗大ごみ(生活系)		その他	破碎・圧縮・餞別	中之島不燃・粗大処理施設	柿最終処分場 栃尾最終処分場 小国最終処分場	992	粗大ごみ(生活系)

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)処理体制のうち、今後の処理体制の要点に示した分別区分及び処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な施設整備を行う。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	最終処分場 柿最終処分場 第二期埋立地	最終処分場 整備事業	109,870 m ³	長岡市柿町字増沢 1520 (柿最終処分場内)	H28～R2	—
2	ごみ焼却施設 新ごみ焼却施設	高効率ごみ発電 施設整備事業	82t/日	長岡市中条新田 1080-2 (中之島クリーン センター内)	R1～R5 (H30～R5)	長岡市国土 強靱化計画
3	粗大ごみ処理施設 新粗大ごみ 処理施設	マテリアル リサイクル推進 施設整備事業	21t/日	長岡市中条新田 1080-2 (中之島クリーン センター内)	R2～R5	長岡市国土 強靱化計画

※ 現有処理施設の概要を添付資料1に添付した。

(整備理由)

事業番号1 地域内での処理・処分の完結を図る

事業番号2 建設用地確保のため、廃止した中之島クリーンセンターごみ処理施設を解体

既存焼却施設の老朽化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

事業番号3 既存粗大ごみ処理施設の老朽化、マテリアルリサイクルの促進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成29年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	49	225	548	R1～R5	長岡市国土 強靱化計画
浄化槽市町村整備 推進事業	0	15	41	R1～R5	長岡市国土 強靱化計画
合計	49	240	589		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表 8 のとおり計画支援事業を行う。

表 8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	高効率ごみ発電施設及び粗大ごみ処理施設整備事業（事業番号 2・3）に係るアドバイザー業務	施設整備に係るアドバイザー業務	R1

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 温室効果ガス排出量の管理と排出削減

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市町村は自ら排出する温室効果ガスを排出抑制するための施策を実施するとともに、排出削減のための実行計画を策定するものとされている。

平成 27 年 12 月の COP21 で採択されたパリ協定等を踏まえ策定された国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減するとしている。

本市では、長岡市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に向け、様々な取り組みを行っている。

ごみ処理にあたっては、3 R（発生抑制、再利用、再生利用）を推進し、燃やすごみの減量により、焼却に伴う温室効果ガスの削減を図るとともに、ごみ処理施設の適正かつ効率的な管理運営、省エネ設備の導入などにより、温室効果ガスの排出削減を行うものとする。

イ 環境美化と不法投棄対策

「長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例（平成 16 年 10 月施行）」の積極的な活用を図り、クリーン作戦の実施や環境美化推進員の活動など、市民参加と協働の取り組みを展開することにより、地域の環境美化を推進する。

併せて、町内会等との合同パトロールや、民間警備会社によるパトロールを実施し、不法投棄防止に向けた監視体制を強化するとともに、町内会等と協働で不法投棄物を回収するなど、不法投棄に対する市民意識の向上と、不法投棄をさせ

ない許さない環境づくりの醸成を図るものとする。

ウ 処理困難物等の扱い

自動車のタイヤ、バッテリー、消火器、塗料、農薬等は、市では処理できない処理困難物として指定されているが、依然として、ごみステーションに排出されている状況にある。これらは、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であるため、今後も一層、市の広報等を通して周知徹底を図るものとする。

エ 大規模災害に関する対応

震災や水害などにより多量の廃棄物が発生した場合や、一般廃棄物処理施設が運転停止し、ごみを処理できないような大規模災害が発生した場合には、「長岡市災害廃棄物処理計画」（平成 29 年度策定）に基づき、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、本市は関係機関と連携し、被災地及び避難所の災害廃棄物を適正かつ円滑に処理する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	長岡市	(2) 地域内人口	272,016人	(3) 地域面積	891.06km ²
(4) 構成市町村等名	長岡市	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し： 設立(予定)年月日：〇〇年〇〇月〇〇日設立、認可予定				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目 標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和6年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	30,213	29,892	30,126	30,096	29,783	29,848	27,850(H29比-6.5%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.14	2.15	2.17	2.18	2.18	2.22	2.14
	生活系 総排出量(トン)	59,869		58,456	55,059	55,115	54,754	50,581(H29比-8.2%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	144.9	141.6	142.4	137.2	137.6	138.0	126.4
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	90,082	88,663	88,582	85,155	84,898	84,602	78,431(H29比-7.6%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	11,849(13.2%)	12,056(13.6%)	11,866(13.4%)	10,109(11.9%)	10,132(11.9%)	10,130(12.0%)	10,758(13.7%)
	総資源化量(トン)	23,721(25.3%)	24,025(26.1%)	23,885(26.0%)	21,796(24.7%)	21,633(24.6%)	21,597(24.6%)	22,282(27.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	148万	220万	233万	227万	203万	199万	219万
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	—	8,954MWh
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	60,928(67.6%)	59,444(67.0%)	59,558(67.2%)	58,159(68.3%)	57,875(68.2%)	57,107(67.5%)	51,733(66.0%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	8,970(10.0%)	8,692(9.8%)	8,565(9.7%)	8,452(9.9%)	8,558(10.1%)	8,958(10.6%)	7,447(9.5%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料2～3)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	寿クリーンセンター ごみ焼却施設	長岡市	全連続焼却炉	160t/日	H10.4	—	—	(浸水深3.0～5.0m未満) 施設の浸水対策はないため、土のう袋で対応。周辺道路の浸水により、施設への廃棄物が搬入できない場合には、新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定、長岡地域定住自立圏の一般廃棄物処理の相互量力、市内民間事業者との災害廃棄物収集運搬協定に基づき、処理を依頼する。	
リサイクルセンター	寿クリーンセンター リサイクルプラザ	長岡市	資源化処理施設	18.5t/日	H12.4	—	—	(浸水深3.0～5.0m未満) 施設の浸水対策はないため、土のう袋で対応。周辺道路の浸水により、施設への廃棄物が搬入できない場合には、新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定、長岡地域定住自立圏の一般廃棄物処理の相互量力、市内民間事業者との災害廃棄物収集運搬協定に基づき、処理を依頼する。	
し尿処理施設	寿クリーンセンター し尿前処理施設	長岡市	し尿処理施設	90kL/日	H11.4	—	—	(浸水深3.0～5.0m未満) 施設の浸水対策はないため、土のう袋で対応。周辺道路の浸水により、施設への廃棄物が搬入できない場合には、新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定、長岡地域定住自立圏の一般廃棄物処理の相互量力、市内民間事業者との災害廃棄物収集運搬協定に基づき、処理を依頼する。	
生ごみ処理施設	生ごみバイオガス 発電センター	PFI	メタン発酵	65t/日	H25.7	—	—	(浸水深3.0～5.0m未満) 施設の浸水対策はないため、土のう袋で対応。周辺道路の浸水により、施設への廃棄物が搬入できない場合には、新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定、長岡地域定住自立圏の一般廃棄物処理の相互量力、市内民間事業者との災害廃棄物収集運搬協定に基づき、処理を依頼する。	
ごみ焼却施設	鳥越クリーンセンター ごみ焼却施設	長岡市	全連続焼却炉	150t/日	S61.4	R6.3	未定	(浸水深0m)	休止予定
粗大ごみ処理施設	鳥越クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	長岡市	粗大ごみ処理施設	50t/日	H7.4	R6.3	未定	(浸水深0m)	休止予定
最終処分場	鳥越クリーンセンター 最終処分場	長岡市	最終処分場	229,000m ³	S62.4	—	—	(浸水深0m)	
ごみ焼却施設	栃尾クリーンセンター ごみ焼却施設	長岡市	准連続焼却炉	40t/日	H3.4	H26.3	未定	(浸水深0m)	廃止
ごみ焼却施設	栃尾クリーンセンター 繊維屑焼却施設	長岡市	機械化バッチ式 焼却炉	12t/日	H9.12	H26.3	未定	(浸水深0m)	廃止
リサイクルセンター	栃尾クリーンセンター リサイクルセンター	長岡市	資源化処理施設	0.13t/日 0.16t/日 0.22t/日 0.27t/日	H15.4	H20.3	未定	(浸水深0m)	

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	小国クリーンセンター ごみ焼却施設	長岡市	機械化バッチ式 焼却炉	9t/日	H4.12	—	—	(浸水深0m)	休止中
最終処分場	小国クリーンセンター 最終処分場	長岡市	最終処分場	38,350m ³	H5.4	—	—	(浸水深0m)	
最終処分場	柿最終処分場	長岡市	最終処分場	120,000m ³	H9.4	—	—	(浸水深0m)	
最終処分場	柿最終処分場 第二期埋立地	長岡市	被覆型処分場	109,870m ³	R3.3	—	—	(浸水深0m)	
最終処分場	栃尾最終処分場	長岡市	最終処分場	15,657m ³	H17.4	—	—	(浸水深0m)	
最終処分場	寺泊最終処分場	長岡市	最終処分場	47,200m ³	H1.4	R1.8	—	(浸水深0m)	廃止

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有 無及び解体施設の名称	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商 品化を実施する ための施設整備 事業	備考
ごみ焼却施設	新ごみ焼却施設	PFI	高効率ごみ発電施 設(全連続運転)	82t/日	R6.3	熱エネルギーの有効活用	中之島クリーンセンターご み焼却施設(解体済)	H30.6～R1.12	(浸水深3.0～5.0m未満) 地盤面を現状より1m嵩上 げし、プラットホーム出入 口扉に止水板を収納す る。周辺道路の浸水によ り、施設への廃棄物が搬 入できない場合には、新 潟県災害廃棄物等の処理 に係る相互応援に関する 協定、長岡地域定住自立 圏の一般廃棄物処理の相 互協力、市内民間事業者 との災害廃棄物収集運搬 協定に基づき、処理を依 頼する。	—	既存施設敷地内に建設
粗大ごみ処理施設	新粗大ごみ 処理施設	PFI	マテリアルリサイク ル施設	21t/日	R6.3	資源化率の向上	中之島クリーンセンター粗 大ごみ処理施設(解体済)	H30.6～R1.12	(浸水深3.0～5.0m未満) 地盤面を現状より1m嵩上 げし、プラットホーム出入 口扉に止水板を収納す る。周辺道路の浸水によ り、施設への廃棄物が搬 入できない場合には、新 潟県災害廃棄物等の処理 に係る相互応援に関する 協定、長岡地域定住自立 圏の一般廃棄物処理の相 互協力、市内民間事業者 との災害廃棄物収集運搬 協定に基づき、処理を依 頼する。	—	既存施設敷地内に建設

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料5)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		年	過去の状況・現状						目 標
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和6年度
総	人 口		279,507	277,373	275,361	273,881	272,016	269,920	256,524
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口		241,526	241,504	241,614	241,326	240,539	240,056	227,269
	汚水衛生処理率		86.4%	87.1%	87.7%	88.1%	88.4%	88.9%	88.6%
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口		12,113	11,880	10,910	10,652	10,455	10,287	9,948
	汚水衛生処理率		4.3%	4.3%	4.0%	3.9%	3.9%※2	3.8%	3.9%
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口		6,072	5,917	5,537	5,392	5,205	5,106	4,127
	汚水衛生処理率		2.2%	2.1%	2.0%	2.0%	1.9%	1.9%	1.6%
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口		19,796	18,072	17,300	16,511	15,817	14,471	15,180

※1 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料4)

※2 割合は、衛生・未衛生処理人口の割合に合わせて端数調整しています。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	長岡市	776	2,126	H18.4	225	548	R6	山古志地域以外で集合処理施設の計画がない区域
浄化槽市町村整備推進事業	長岡市	176	482	H18.4	15	41	R6	山古志地域の全域

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体 名 ※2	規模	事業期間			国土 強 靱 化 地 域 計 画	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考										
				単位	開始	終了			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度	令和5年度								
○最終処分場に関する事業								2,918,700	1,778,256	1,140,444				2,697,214	1,673,496	1,023,718												
最終処分場整備事業								1	長岡市	109,870	m ²	R1	R2	—	2,918,700	1,778,256	1,140,444					全体事業：H28 ～R2						
○再生利用に関する事業														14,312,660	94,019	106,766	6,235,412	7,876,463	0	11,000,362	94,019	0	5,125,410	5,780,933	0			
高効率ごみ発電施設整備事業														11,459,282	94,019	87,665	4,634,553	6,643,045	0	8,278,524	94,019	0	3,564,146	4,620,359	0			
高効率ごみ発電施設								2	PFI	82	t/日	R1	R5	○	11,459,282	94,019	87,665	4,634,553	6,643,045	0	8,278,524	94,019	0	3,564,146	4,620,359	0	全体事業：H30 ～R5	
マテリアルリサイクル推進施設整備事業														2,853,378	0	19,101	1,600,859	1,233,418	0	2,721,838	0	0	1,561,264	1,160,574	0			
粗大ごみ処理施設								3	PFI	21	t/日	R2	R5	○	2,853,378	0	19,101	1,600,859	1,233,418	0	2,721,838	0	0	1,561,264	1,160,574	0		
○浄化槽に関する事業														210,500	42,100	42,100	42,100	42,100	42,100	124,585	24,917	24,917	24,917	24,917	24,917			
浄化槽設置整備事業									長岡市	225	基	R1	R5	○	187,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	109,745	21,949	21,949	21,949	21,949	21,949		
浄化槽市町村整備推進事業									長岡市	15	基	R1	R5	○	23,000	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	14,840	2,968	2,968	2,968	2,968	2,968		
○施設整備に関する計画支援に関する事業														9,790	9,790						9,790	9,790						
高効率ごみ発電施設及び粗大ごみ処理施設整備(事業番号2、3)に係るアドバイザー業務事業								1	長岡市			R1	R1	—	9,790	9,790					9,790	9,790						
合 計														17,451,650	1,924,165	1,289,310	6,277,512	7,918,563	42,100	13,831,951	1,802,222	1,048,635	5,150,327	5,805,850	24,917			

※1 事業番号については、計画本文3(3)表6等を示す事業番号と一致させること。
※2 実施しない事業の欄は削除しても構わない。
※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。
※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を記載すること。

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	長岡市
(2) 施設名称	長岡市中之島新ごみ処理施設(仮称)粗大ごみ処理施設
(3) 工期 ※1	令和2年度 ～ 令和5年度
(4) 施設規模	処理能力 21 t / 日
(5) 処理方式	破碎・選別処理施設
(6) 地域計画内の役割 ※2	資源化率の向上を図る。
(7) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 ☐ 無 ☒

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	①分別収集回収拠点の整備 ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 ・導入台数（積載量） ・運行計画
--------------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 総事業計画額 ※1	2,853,378千円 うち、交付対象事業費 2,721,838千円
----------------	---------------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	長岡市
(2) 施設名称	長岡市中之島新ごみ処理施設(仮称)高効率ごみ発電施設
(3) 工期 ※1	令和元年度 ～ 令和5年度 (全体：平成30年度 ～ 令和5年度)
(4) 施設規模	処理能力 82 t／日 (41 t／日×2炉)
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式焼却方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 ☒ (発電効率 12%) ・ 無 2. 熱回収の有無 有 (熱利用率 %) ・ ☒
(7) 地域計画内の役割 ※24	廃棄物循環型社会形成を推進する拠点施設として、ごみ処理により発生する熱エネルギーの高効率回収、有効利用を促進する。
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	☒ 無 解体工事(平成30年～平成31年)

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	kWh／ごみ t
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 総事業計画額 ※12	11,459,282千円(全体：11,892,482千円) うち、交付対象事業費 8,278,524千円(全体：8,711,724千円)
-----------------	---

- ※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。
- ※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	長岡市		
(2) 施設名称	一般廃棄物最終処分場（柿埋立地）		
(3) 工期 ※1	令和元年度 ～ 令和2年度 (全体：平成28年度 ～ 令和2年度)		
(4) 処分面積、容積	総面積 212,500㎡	埋立面積 7,508㎡	埋立容量 109,870㎡
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和3年度 埋立終了 令和17年度		
(6) 跡地利用計画	跡地利用については、今後地域住民と協議し、利用方法などの計画を行う。		
(7) 地域計画内の役割	循環型社会形成を推進し、地域内での処理・処分を完結を図る。		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 ☒ 無 ☐		
(9) 総事業計画額 ※1	2,918,700千円（全体：3,671,242千円） うち、交付対象事業費 2,697,214千円（全体：3,371,612千円）		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	長岡市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上を図る。汚水衛生処理人口向上のため、合併処理浄化槽の整備を推進する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和元年度 ～ 令和5年度 (年度 ～ 年度)
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 109,745千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (548人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	50基 (122人分)	21,200千円	33,600千円	21,200千円
6～7人槽	165基 (402人分)	81,765千円	141,000千円	81,765千円
8～10人槽	10基 (24人分)	6,780千円	12,900千円	6,780千円
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	150基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長 寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	225基 (548人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	109,745千円	187,500千円	109,745千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	長岡市
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上を図る。汚水衛生処理人口向上のため、合併処理浄化槽の整備を推進する。
(4) 事業期間 （生活排水処理基本計画期間） ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和元年度 ～ 令和5年度 （ 年度 ～ 年度 ）
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 14,840千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対基数 （ 41人分）	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	10基（ 27人分）	8,820千円	14,000千円	8,820千円
6～7人槽	5基（ 14人分）	5,520千円	8,500千円	5,520千円
8～10人槽	基（ 人分）			
11～15人槽	基（ 人分）			
16～20人槽	基（ 人分）			
21～25人槽	基（ 人分）			
26～30人槽	基（ 人分）			
31～40人槽	基（ 人分）			
41～50人槽	基（ 人分）			
51人槽以上	基（ 人分）			
共同浄化槽	人槽 基（ 戸数）			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			

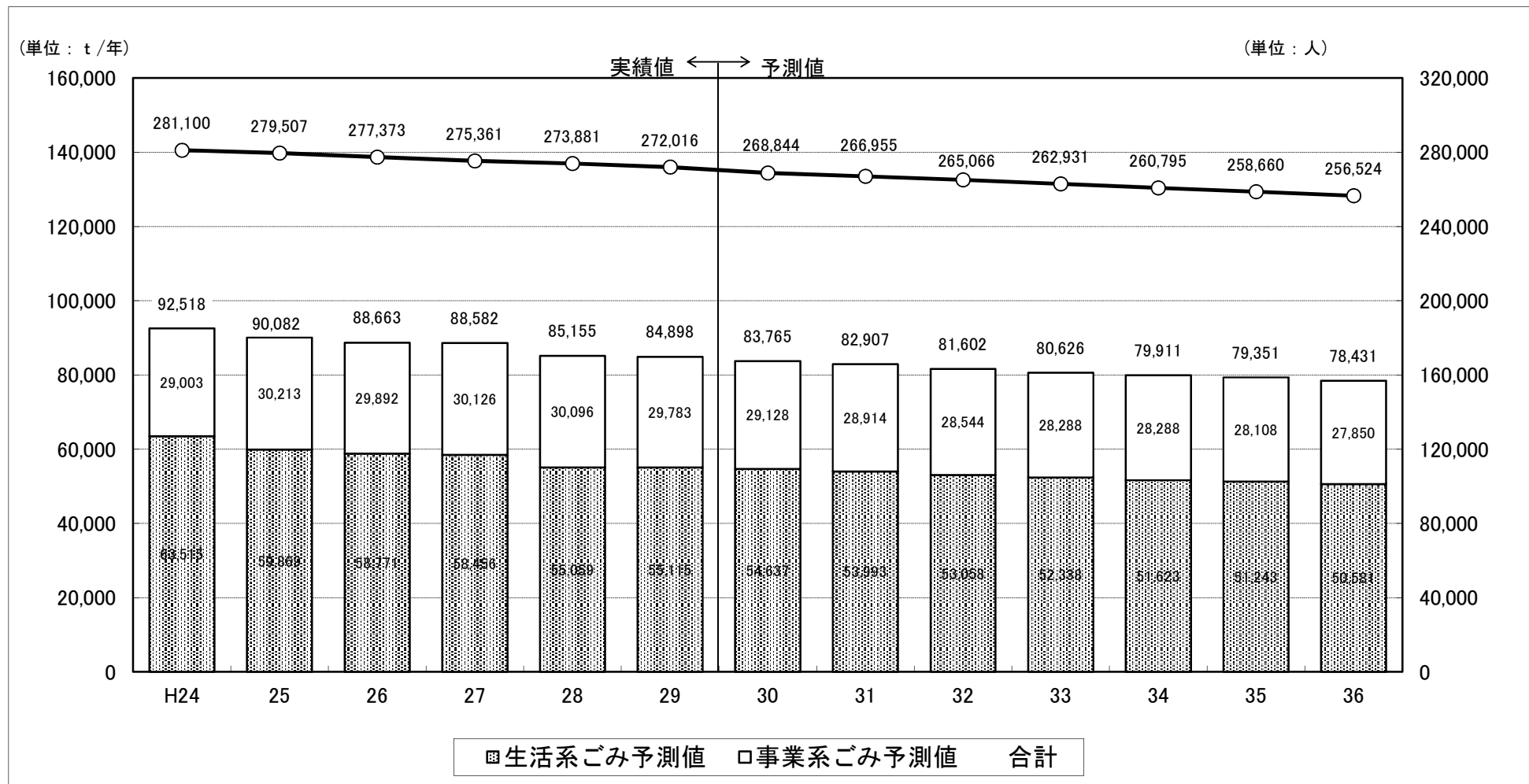
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
事務費		500千円	500千円	500千円
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	15基（ 41人分） ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	14,840千円	23,000千円	14,840千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 新潟県

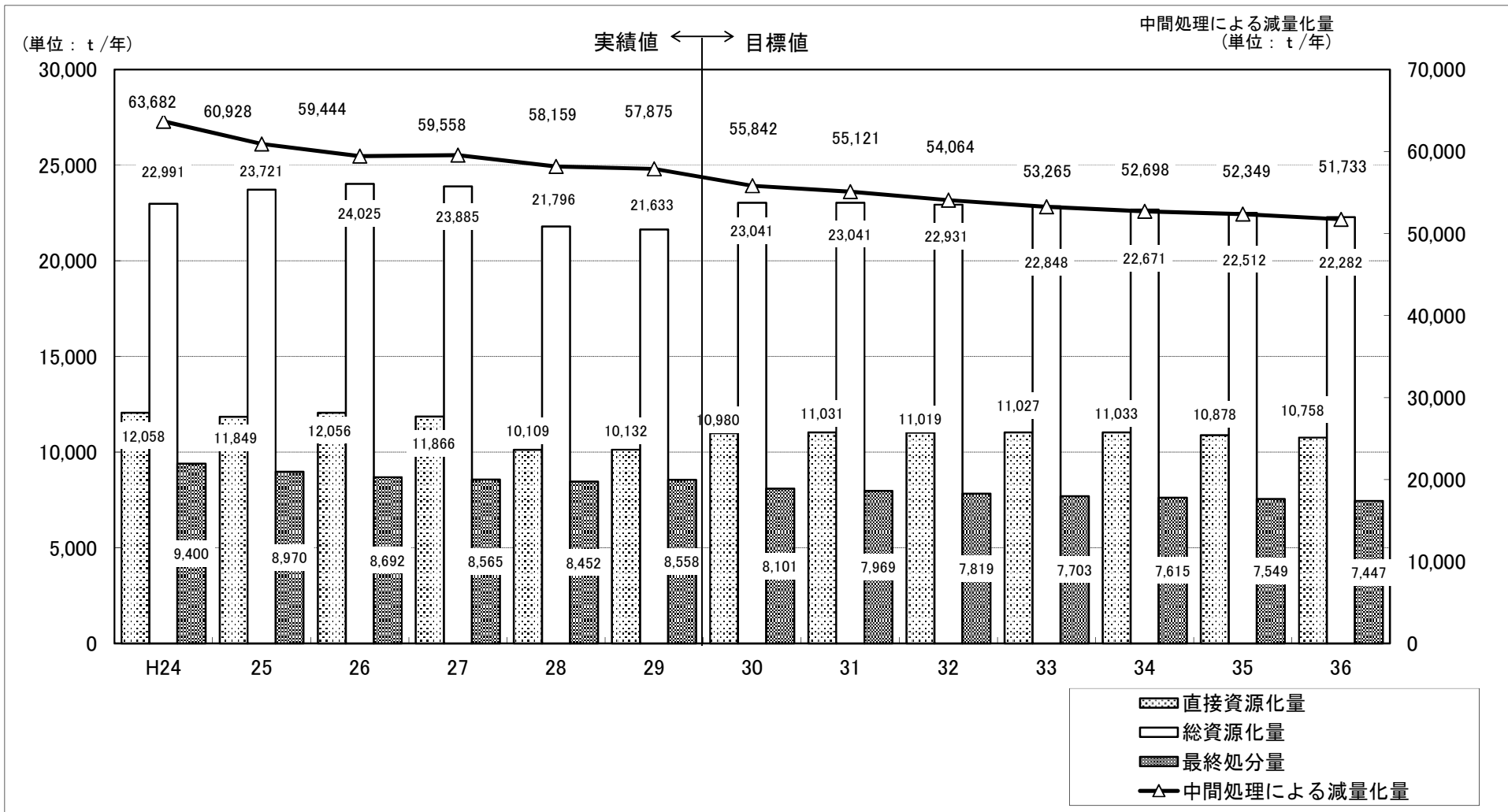
(1) 事業主体名	長岡市		
(2) 事業目的	事業番号 2・3 の支援業務		
(3) 事業名称	高効率ごみ発電施設及び 粗大ごみ処理施設整備(事業 番号 2・3)に係るアドバイ ザリー業務		
(4) 事業期間 ※1	令和元年度 (全体：令和 年度 ～ 令和 年度)		
(5) 事業概要	施設整備に係るアドバイザ リー業務		
(6) 総事業計画 額 ※1	9,790千円 うち、交付対象事業費 9,790千円		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。



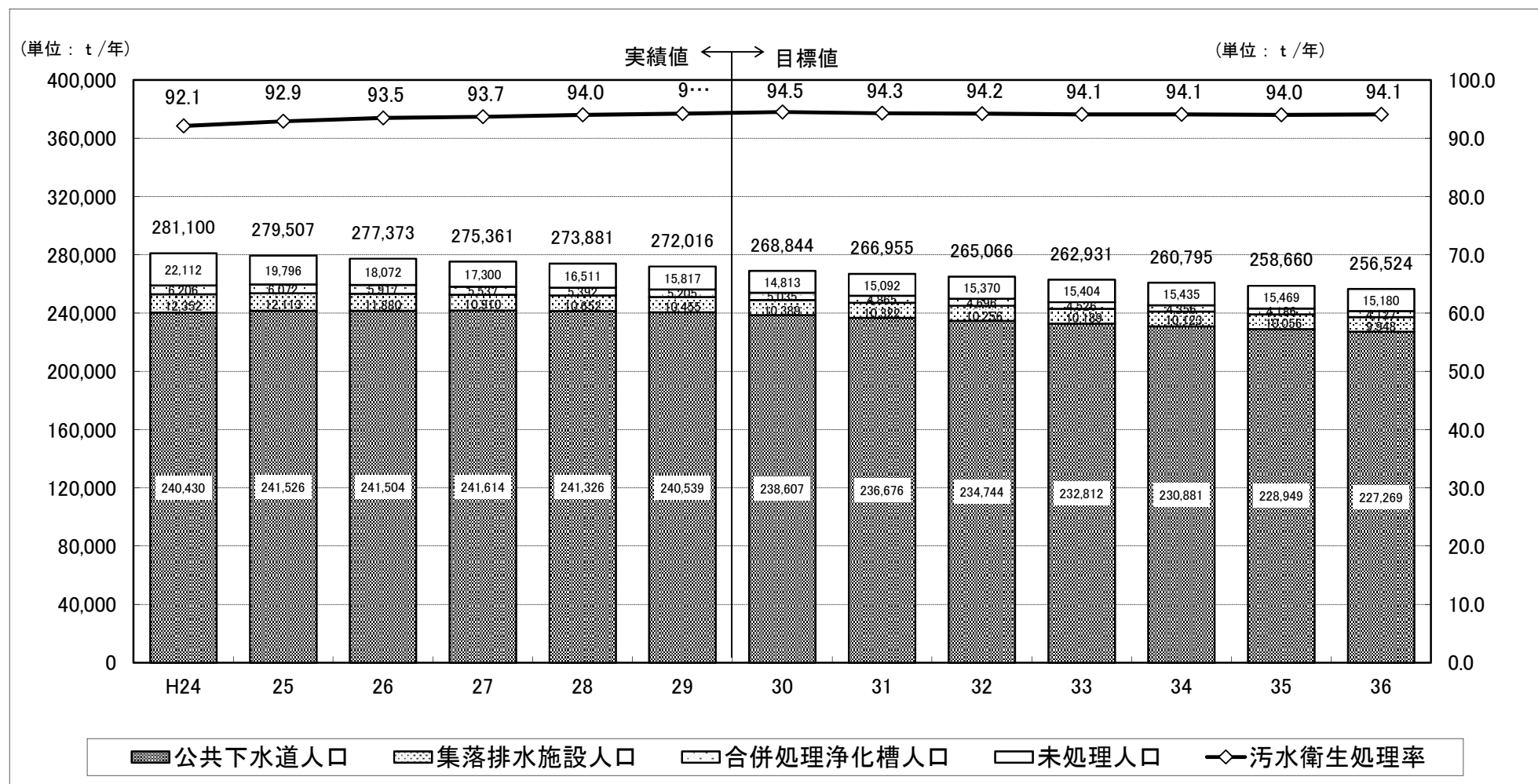
※長岡市の行政区域内人口には総合計画の目標値を使用した。総合計画では人口が徐々に減少していくと予測されている。
 長岡市では平成17年度に市町村合併しており、ごみ量は平成24年度からは微減傾向で推移している。
 なお、将来的には資源ごみの分別排出の徹底や、事業系ごみの減量化等を推進していく方針であるため、将来的には事業系ごみ及び家庭系ごみは減少していくものと考えられる。

添付資料2 長岡市の人口及びごみ量の実績と予測結果



※排出抑制策の実施によるごみ排出量の減少に伴い、中間処理量及び最終処分量はやや減少していくと予想される。
 なお、平成25年度よりバイオガス化施設が稼働したことにより、これまで可燃ごみとして排出されていた生ごみの分別収集及び資源化が開始されることによって、中間処理による減量化量が減少する。

添付資料3 最終処分量、資源化量及び中間処理による減量化量の実績と予測結果

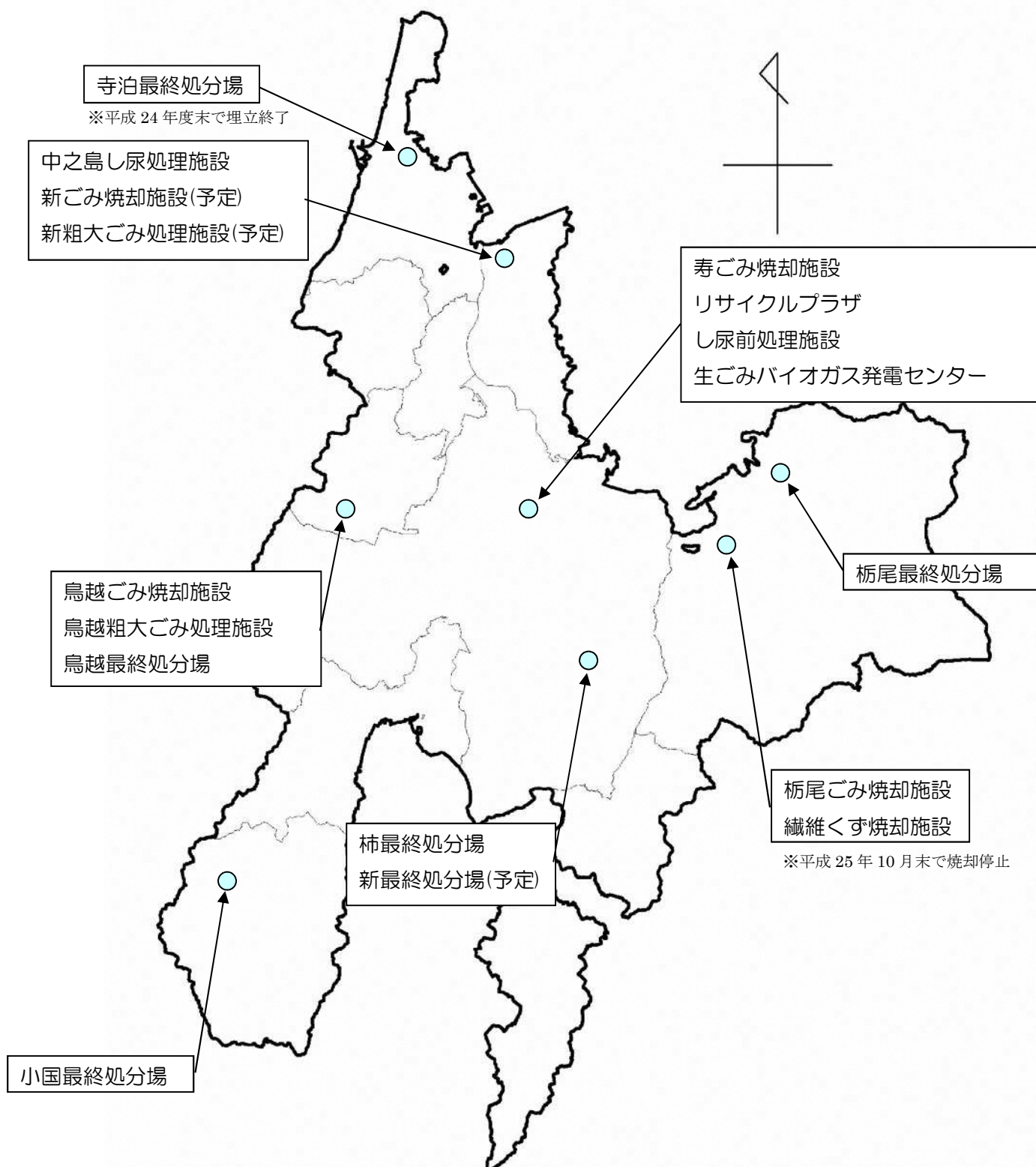


※長岡市では快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全の観点から、污水处理施設の整備を積極的に進めている。
 污水处理施設の整備に当たっては、下水道、農業集落排水施設等の整備を推進しているところであるが、集合処理が困難な
 山間地や家屋の点在する地域等については、経費的に有利な浄化槽で整備を進めていく方針である。

添付資料4 長岡市の汚水衛生処理率及び生活排水処理形態別人口の実績と予測結果

添付資料５ 計画地域内の一般廃棄物処理施設等の位置

平成３０年１０月１日現在



浄化槽整備に係る分布図について

長岡市の浄化槽整備区域は、長岡市下水道全体計画区域及び農業集落排水事業整備済区域を除く本市全域です。

1 新潟県汚水処理施設整備構想図

2 下水道事業計画一般図

(1) 川東処理区

(2) 信濃川下流流域関連

(3) 中之島処理区

(4) 小国処理区

(5) 和島処理区

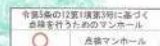
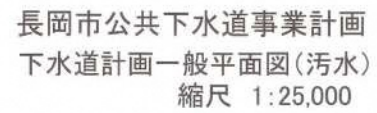
(6) 寺泊処理区

(7) 栃尾処理区

1 の着色区域に該当しない区域で、かつ、2 のいずれの全体計画区域にも含まれない区域が浄化槽整備区域です。

新潟県汚水処理施設整備構想図
(アクションプラン・平成40年度末)



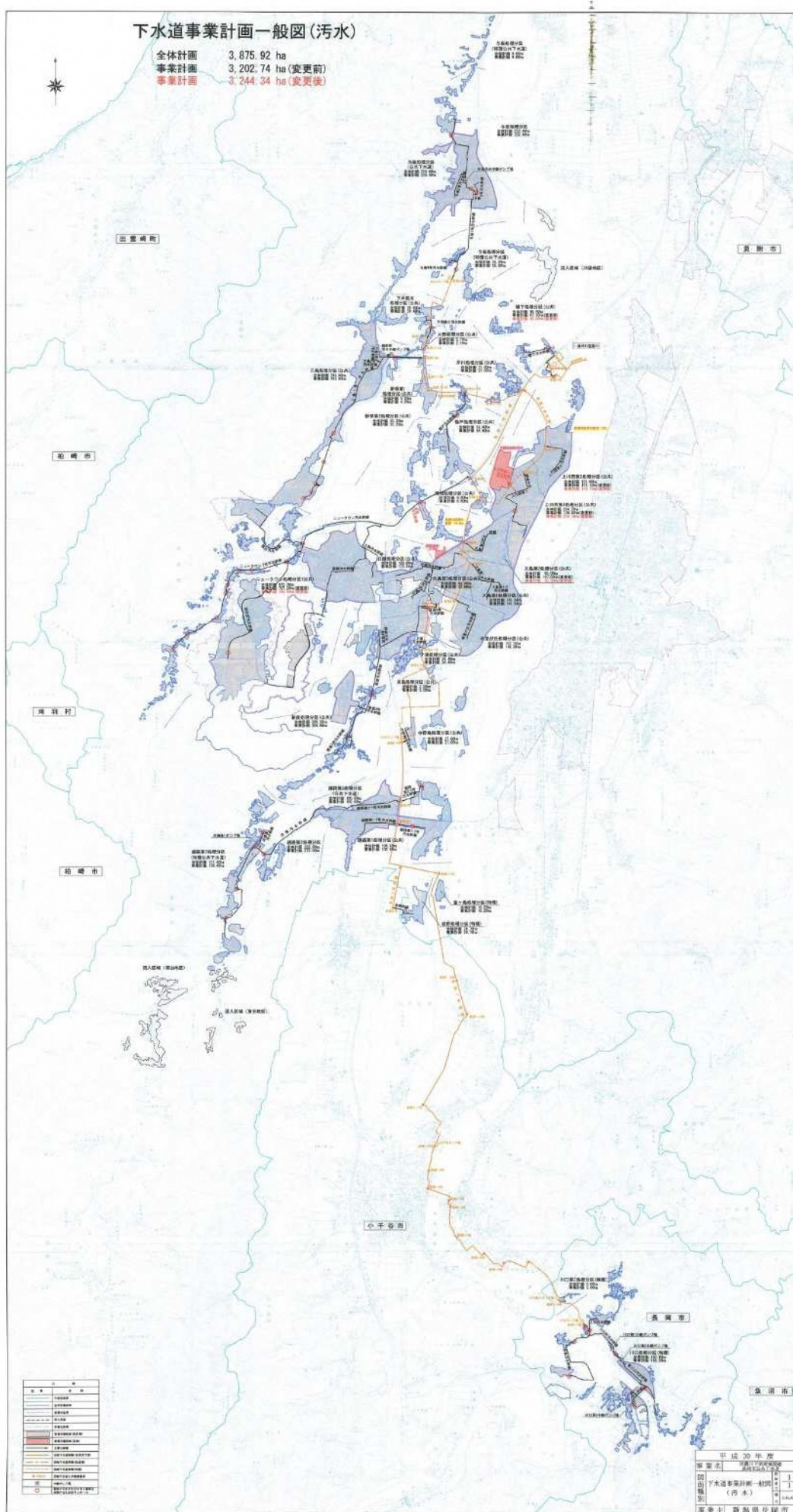


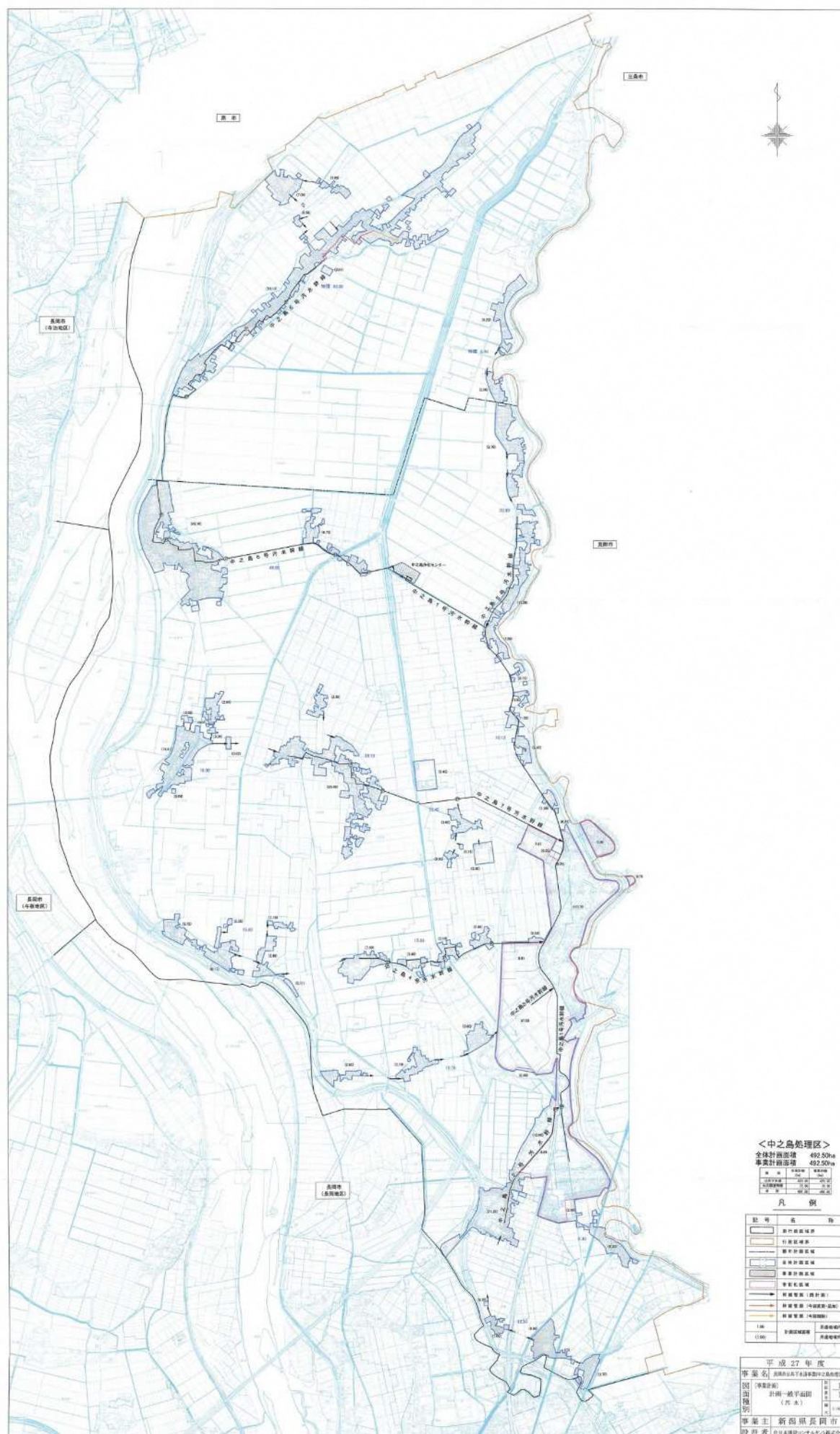
●	環境基準値 (汚濁度)
○	水 質 基 準
△	主要な上水道取水点
▲	主要な工業用水取水点
□	主要な農業用水取水点
A-C	環境基準類型

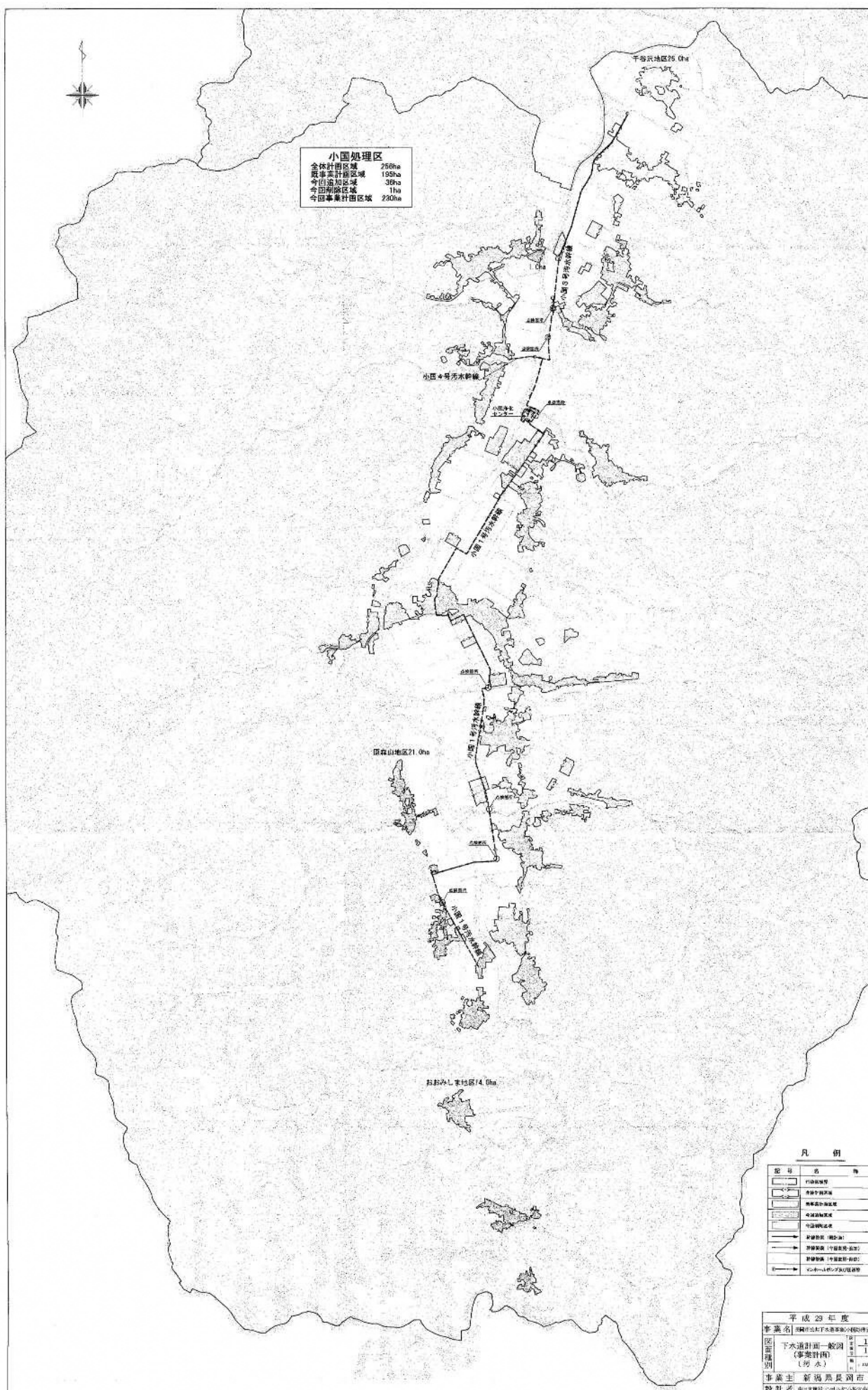
凡 例	
——○——	全体計画処理区域（市街地）
——□——	全体計画処理区域（新築集落）
——△——	能 率 分 区 界
——■——	非 常 化 区 域
——◇——	国事業計画区域
——●——	計 画 管 理 区（国事業計画）
——○——	電 磁 波 干 擾 区
——□——	電 磁 汚 染 地
——◇——	野 営 場（市立公園計画施設）
——■——	合 流 区 域

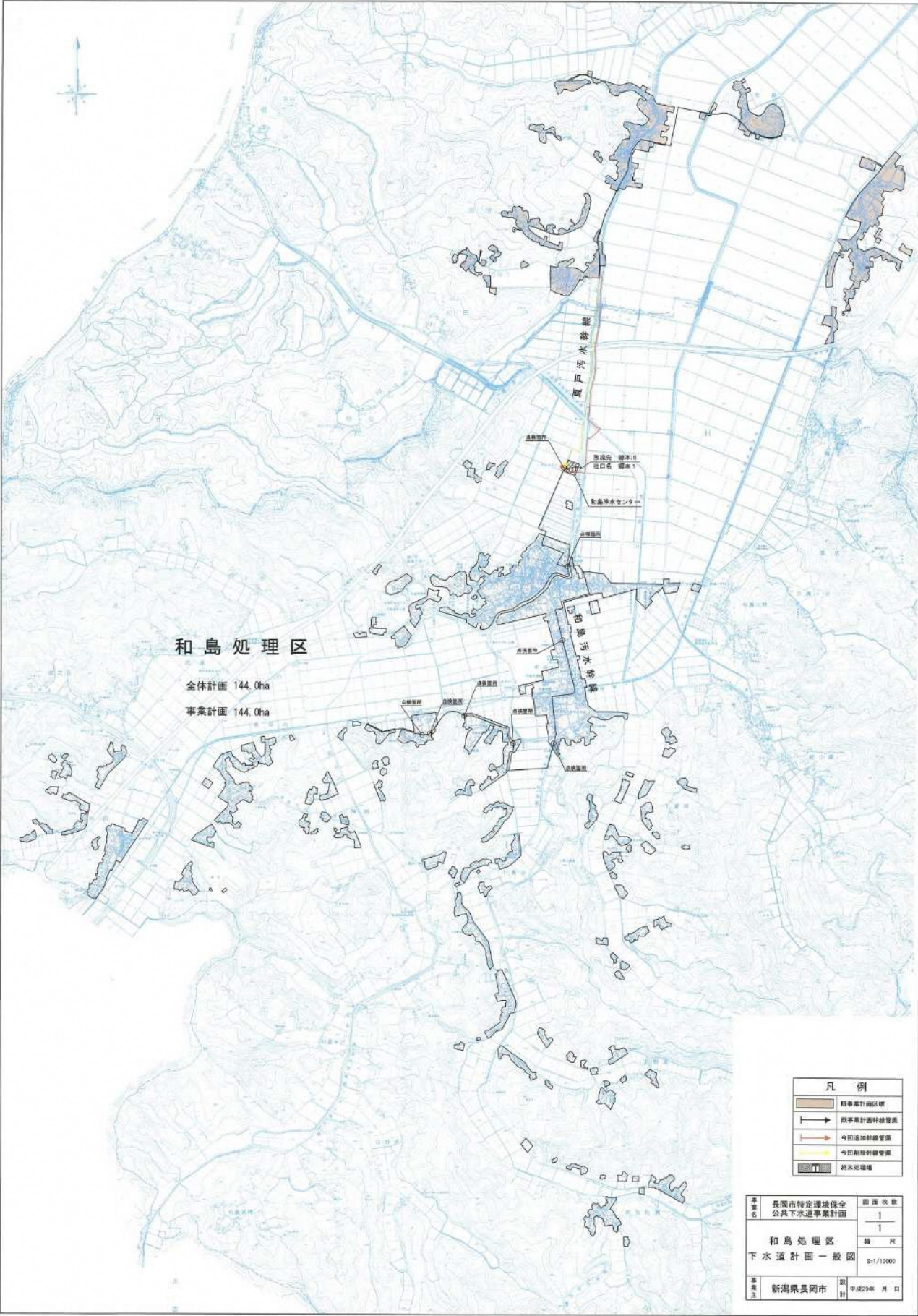
事 業 名		長岡市公共下水道事業計画	
計画名称	下水道計画一般図 (汚水) 川東処理区 下水道建設地区(大正区)等(平成14年度)	備考	1
年度	平成 30 年度	概算	1:2,000
長岡市土木部下水道課			

全体計画	3,875.92 ha
事業計画	3,202.74 ha (変更前)
事業計画	3,244.34 ha (変更後)







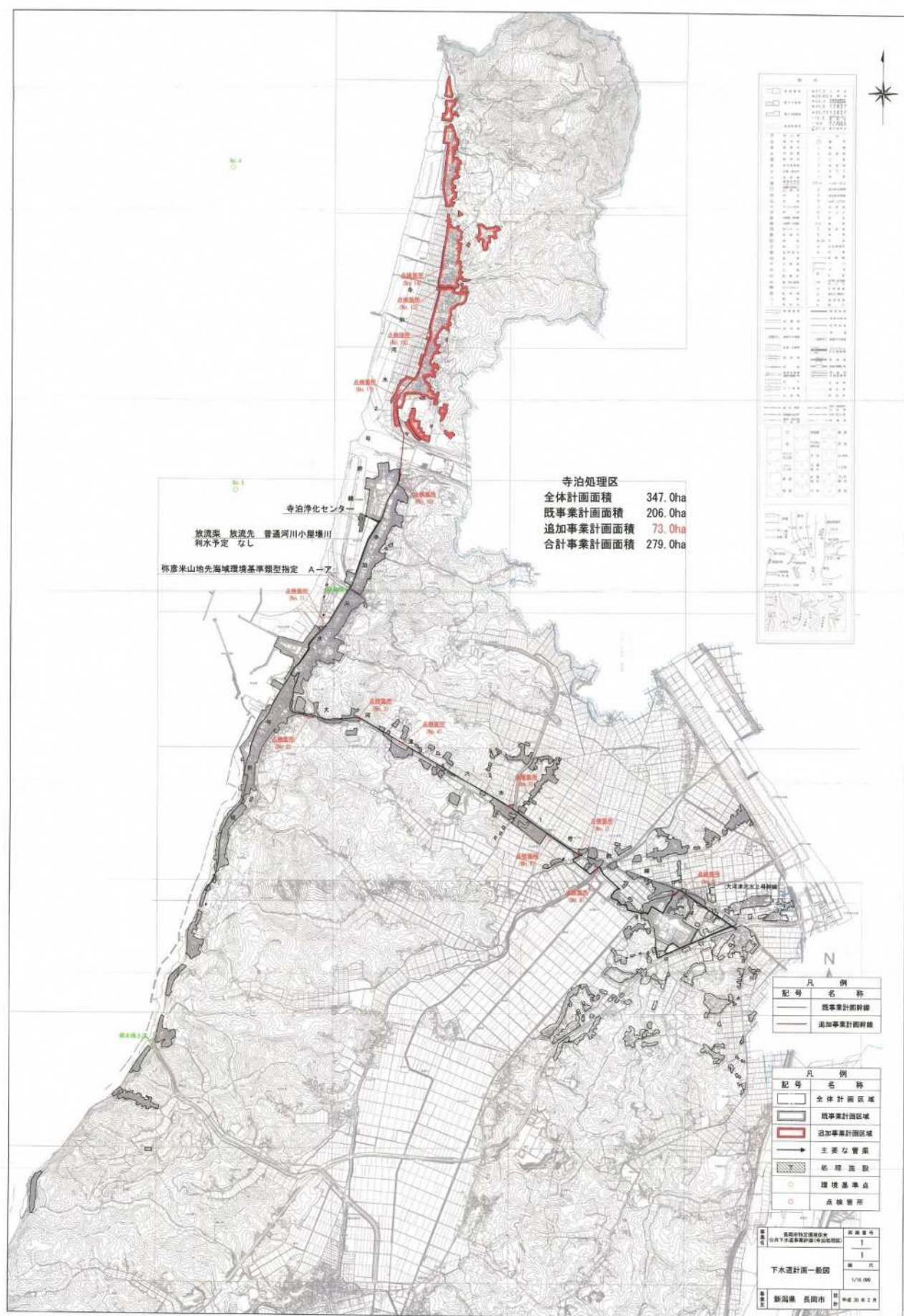


和島処理区

全体計画 144.0ha
事業計画 144.0ha

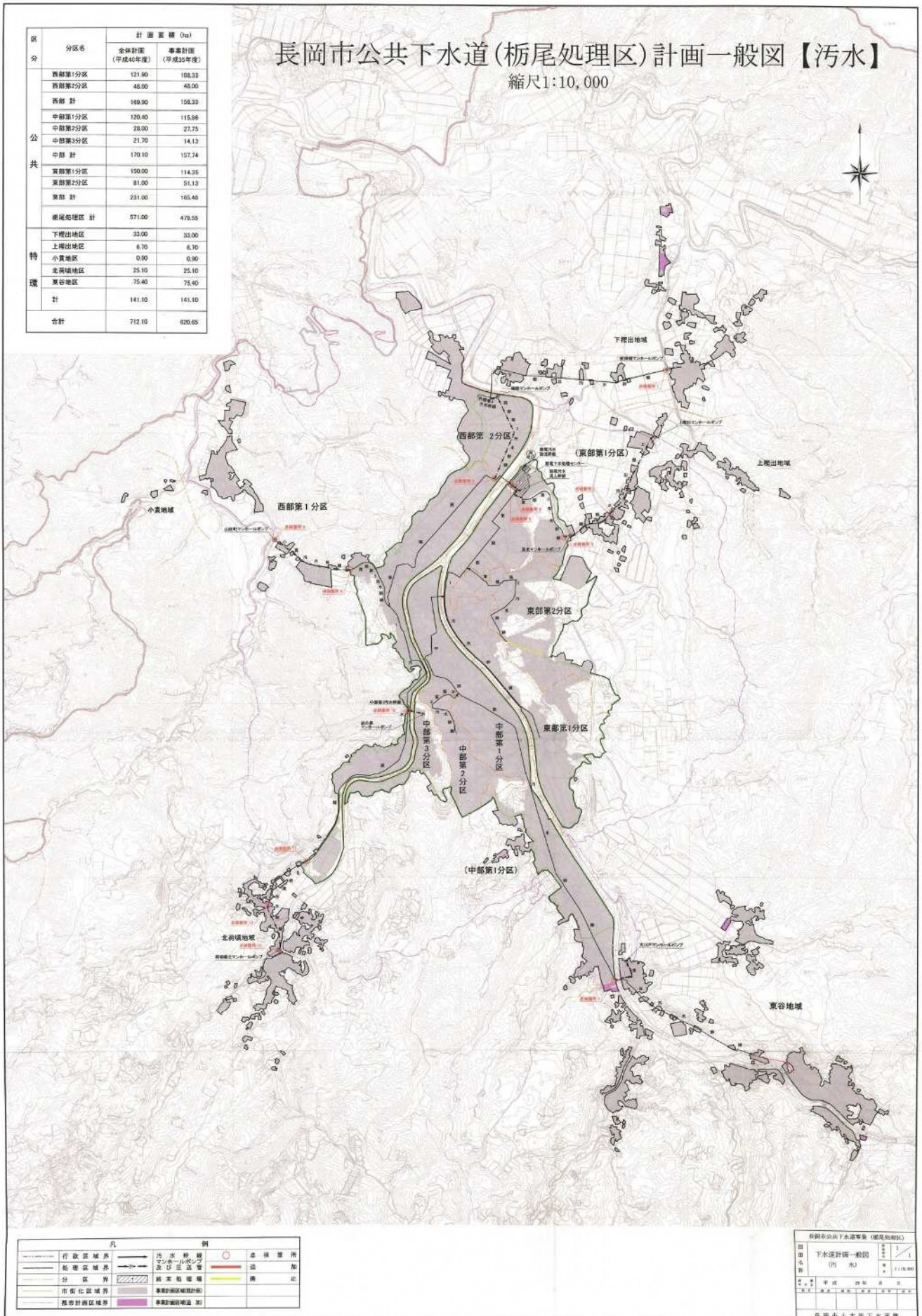
凡 例	
	既専業計画区域
	既専業計画外区域
	今回追加計画区域
	今回追加計画区域
	将来計画区域

事業名	長岡市特定環境保全 公共下水道事業計画	図 添 数	1
事業区	和島処理区	縮 尺	1
下水道計画一般図		縮 尺	1/1000
事業区	新潟県長岡市	計 画	平成29年 月 日



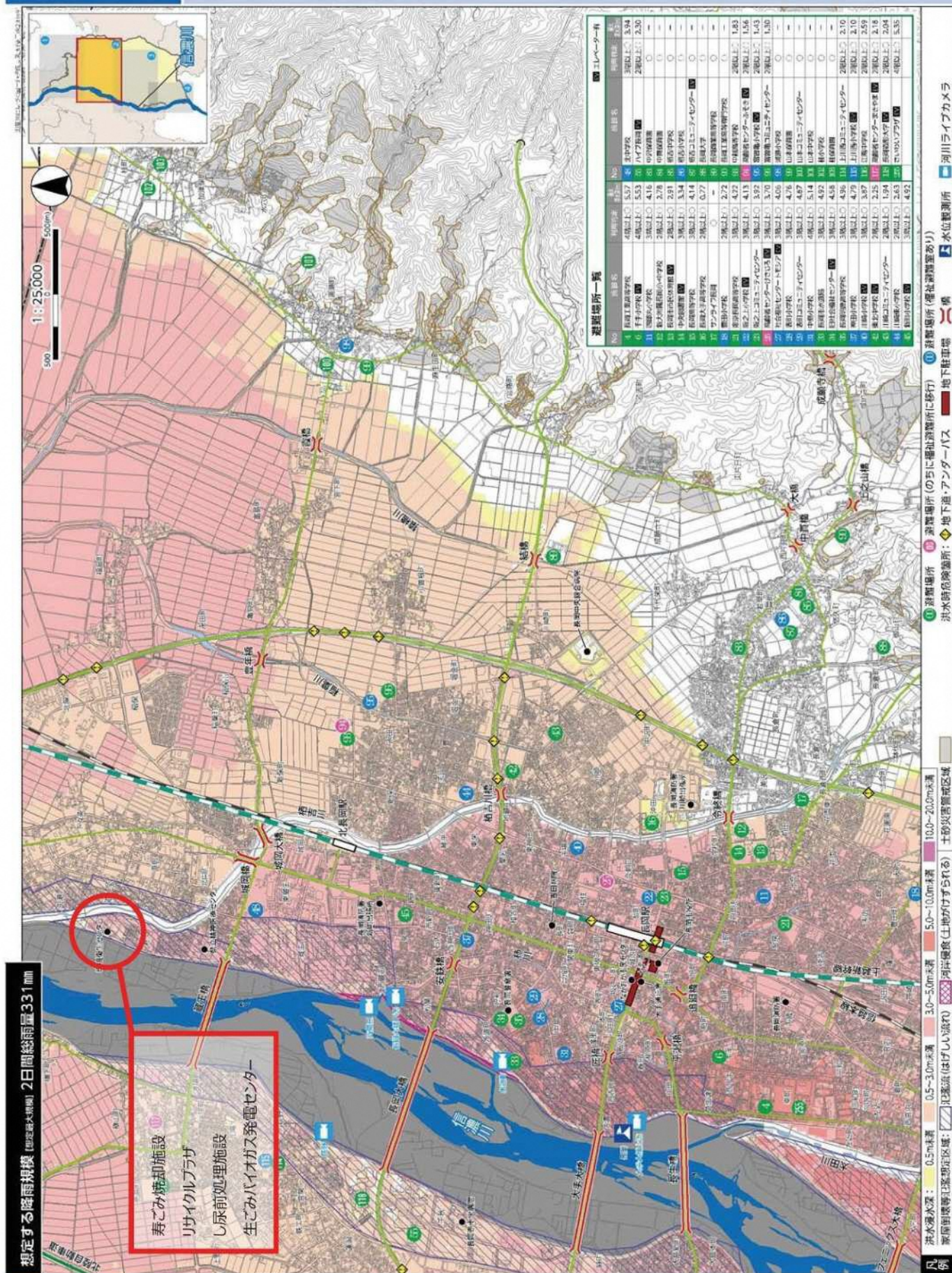
区分	区分名	計画面積 (ha)	
		全体計画 (平成40年度)	事業計画 (平成35年度)
公共	西部第1分区	121.90	108.33
	西部第2分区	48.00	48.00
	西部計	169.90	156.33
	中部第1分区	120.40	115.98
	中部第2分区	28.00	27.75
	中部第3分区	21.70	14.13
	中部計	170.10	157.74
	東部第1分区	150.00	114.35
	東部第2分区	81.00	51.13
	東部計	231.00	165.48
特殊	根尾処理区計	571.00	479.55
	下増出地区	33.00	33.00
	上増出地区	6.70	6.70
	小貫地区	0.00	0.00
	北増出地区	25.10	25.10
	東谷地区	75.40	75.40
	計	141.10	141.10
合計		712.10	620.65

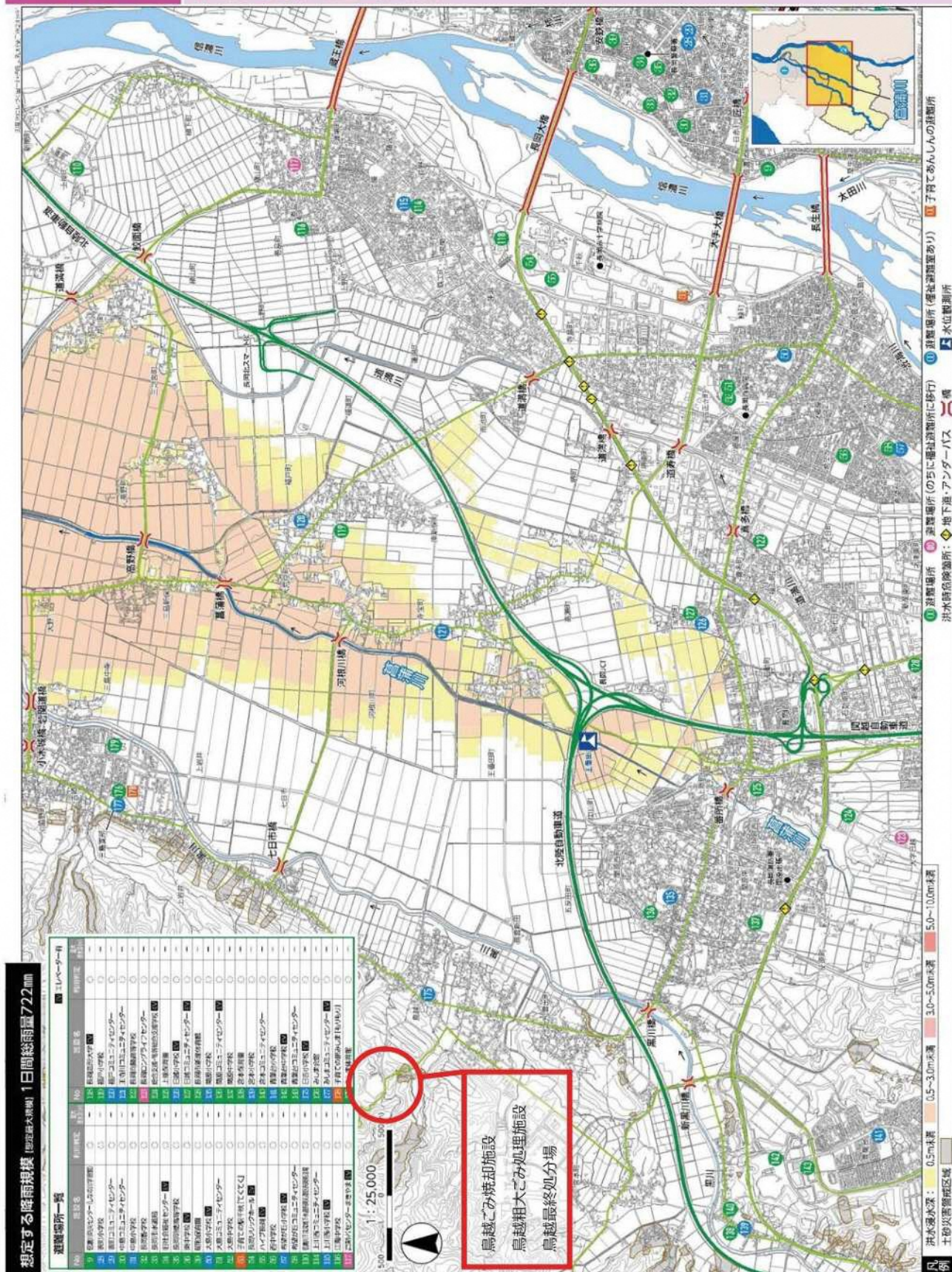
長岡市公共下水道(栃尾処理区)計画一般図【汚水】 縮尺1:10,000

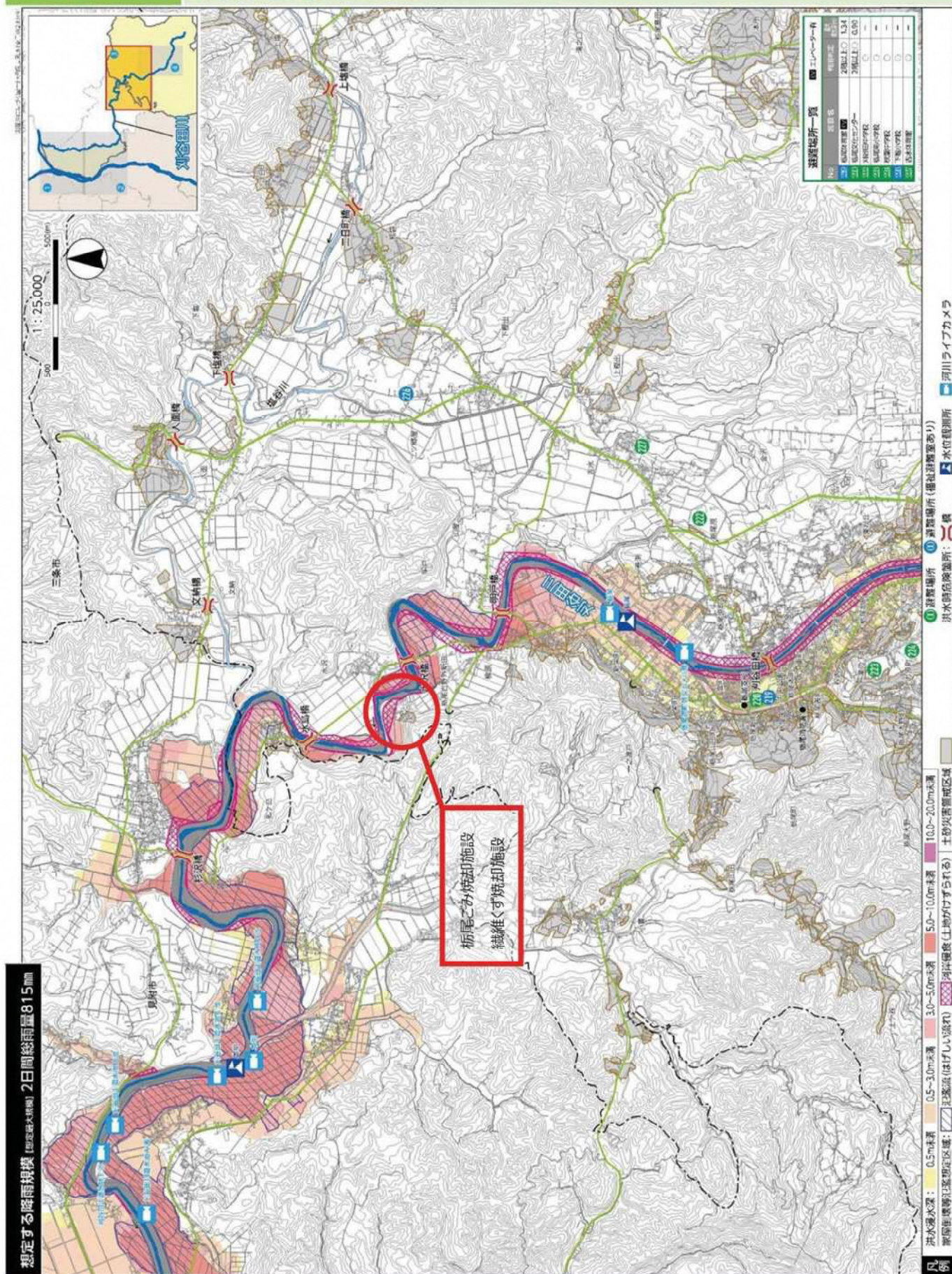


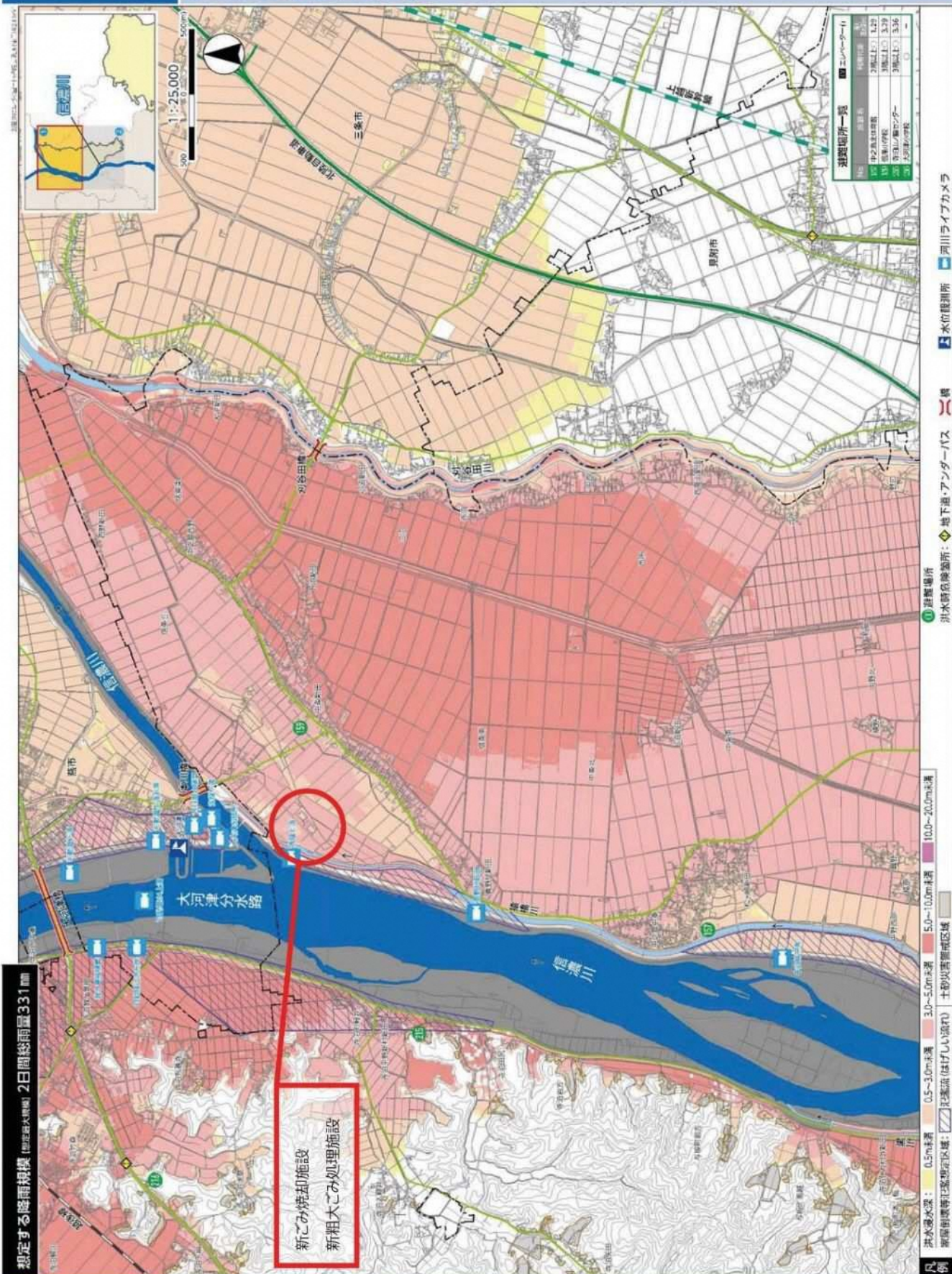
添付資料 長岡市ハザードマップ

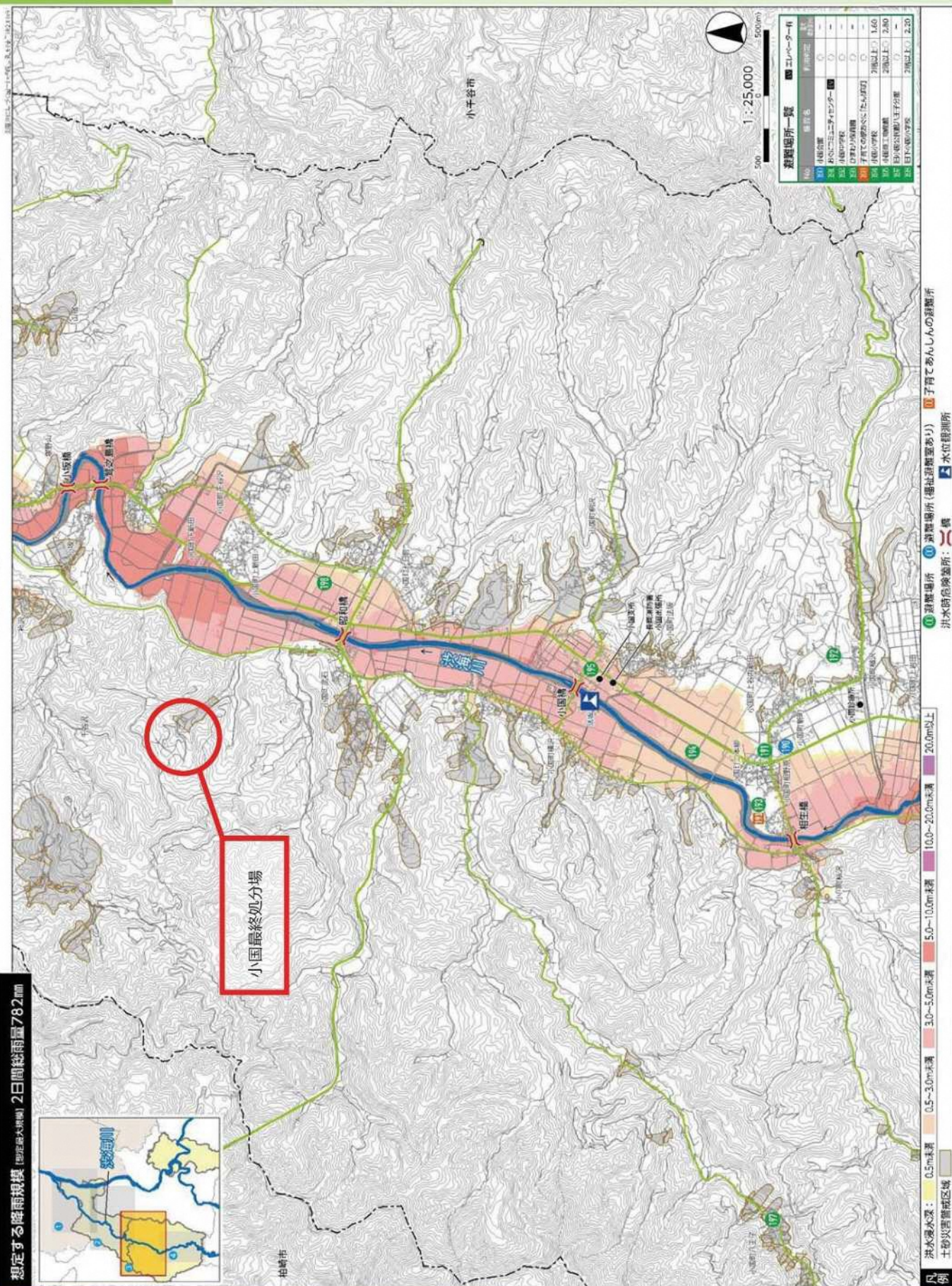












9 (2-3) 被災等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症等の大規模発生

【被災時の医療体制の整備等】

- 平時から各行政機関、医療機関、長岡市医師会等の関係機関は連携強化を図り、災害時の速やかな応急医療体制の整備及び施設の対災害性の強化を推進する。
- 関係機関からの医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する。

【被災時の感染症等の対策・衛生面の確保】

- 避難所における感染症発症状況の把握を行う（サーベイランス）とともに、手洗い環境整備（水・石鹸・手指消毒）、トイレ保清、手洗い・咳エチケット等感染予防対策などを強化する。
- 災害発生時の下水機能不全に備え、仮設トイレや携帯トイレ等の迅速な確保のための体制強化を図る。
- 大規模災害に備え、防疫業務における県との協力や、円滑な火葬業務のための体制を整備する。

10 (2-4) 避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態

【避難所の適切な運営・バリアフリー化等の推進】

- 避難所等において、建替えや大規模改修等の機会を捉え、施設のバリアフリー化や、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備によるトイレの水洗化等を計画的に進め、避難者の利便性の向上を図る。
- 避難所の適切な運営を行えるよう、地区防災センター・指定避難所開設・運営マニュアル等を活用し、行政・施設管理者・住民による3者協働の避難所運営に結び付くよう訓練や研修会などを行うとともに、随時マニュアルの見直しなどを行う。
- 市は、各種研修会などを開催して、地域の防災リーダーの育成を図る。
- 市政に関する様々な計画の策定等、政策、方針、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、地域が実施する男女共同参画の視点を取り入れた訓練の支援、女性消防団員の入団促進等により、災害時の多様なニーズに対応できる体制づくりを目指す。
- 大規模災害時に有効な通信設備について、通信事業者と導入体制等について連携強化を図る。

11 (3-1) 市職員・施設の被災による行政機能の大幅な低下

【行政の業務継続体制の整備】

- 大規模な地震災害時や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水時においても業務継続を図り、被災からの復旧・復興を迅速に行うため、耐災害性の劣る市庁舎や消防署等の耐震改修や代替施設の整備等を行うとともに、その他施設の耐災害性を確保する。
- 訓練等による確認・評価・検証を行い、職員の意識高揚と定着を図りながら、より実効性のある業務継続の体制を構築する。

【ため池ハザードマップによるリスク管理】

- 防災重点ため池について、ため池ハザードマップを作成し、周辺住民に周知を図り、日頃からの危機管理意識を醸成し、被害の軽減を図る。

24 (7-4) 原子力発電所の緊急事態による放射性物質の放出**【避難体制の強化】**

- 柏崎刈羽原子力発電所の緊急事態に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）や原子力災害に備えた避難計画等に基づき原子力防災訓練を行うなど、原子力防災対策の充実強化を図る。

25 (8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**【災害に強い廃棄物処理施設の整備】**

- 鳥越ごみ処理施設の老朽化に伴い、平成 30 年 5 月に廃止した中之島クリーンセンター内に、耐震化や熱エネルギー回収による発電機能を有する、新たなごみ処理施設の整備を行う。

【職員への教育】

- 長岡市災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行えるよう、計画の内容について関係職員に対し、知識や情報を共有・継承するための研修を実施する。

26 (8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧等が大幅に遅れる事態**【災害対応に不可欠な建設業会との連携強化】**

- 災害時の道路啓開の応急対応を行うため、災害協定を締結している長岡市建設業協会などの協力により、マンパワーを確保する。

27 (8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**【自主防災組織の活動促進】**

- 女性や若年層の自主防災組織への加入を促進し、住民自らが、自助・共助による地域防災体制を構築するとともに、地域防災の新たな担い手の創出に繋がるよう、市は自主防災組織の活動を支援する。

【防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成】

- 平時から、地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに、安全安心ステーションを推進し、防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成を図る。

なお、限られた資源で効果的かつ効率的に推進するために、影響の大きさや緊急度などを鑑み、優先順位を設定しながら取組みを進める。